プロポーザル選定・整備事業に関する注意事項

◆見積について

プロポーザル比較用の見積（見積総括表・25 年 TCO 算定）は、あくまで「現時点の経済水準（物価・為替等）が 25 年間継続した」と仮定した場合の、シミュレーション値（評価用スコア）となることに注意してください。

実際の契約時には、算出していただいた見積に基づいて、その時点での市場環境・物価水準を適正に反映した額により、交渉のうえで契約することとしています。

また、リプレイスの費用（見積総括・区分③）の計算には、ネットワーク費用や次期更新以降の部門システムの更新費用、プリンタや再来受付機等の端末機器について、含まないことに注意してください。

なお、部門システムの保守については、区分②の保守料として含めてください。

（既存継続接続のみとする部門システムの保守料は含めません）

◆部門システムについて

既存のシステムが採用できない場合（もしくはシステム効率・費用効率等を損なう場合）、また、基本システム内に組み込まれている機能にて対応できる場合については、各事業者で最適と考えられるシステムにより提案していただくようお願いします。

既存のシステムから変更となる場合は、質問受付期限（令和 8 年 12 月 2 日）までに「質問・回答書（様式 6）」にて事務局へ照会・相談していただき、提案内容として明記するようお願いします。（既存の後継のシステムについては相談の必要はありません）

※既存システムをベースとしておりますが、事業者提案によるプロポーザル選定となりますので、当事業局の提案依頼に沿った形で最適となるプランを積極的に提案していただきますようお願いします。

◆端末機器の算定について

見積総括表における端末機器費用（500 台）とは、プロポーザル見積用の設定であり、プリンタやラベルプリンタ・バーコードリーダーなど必要なものを含めた仮の内容として算出しています。（端末費用での恣意的操作をシステム本体の費用比較から排除するため）

実際には、契約前に両病院で端末機器の確認を行い、システム導入と同時更新を行いますので、参考として、現時点での実際の費用見積について、機器端末台数をもとに見積り、見積総括表の 【参考】初期端末一括調達額 の欄に記載してください。

なお、端末機器（診察券発行機と再来受付機も含む）のメーカーや機種の選定については各事業者にて提案する内容に沿って選定し、見積してください。（プロポーザル選定後には仕様・構成について交渉協議を行いますので、変更となる可能性があります。）

（次頁に続く）

◆価格評価について

価格評価については、各評価員が提案内容（機能等評価）を評価した後、提案内容と照らし合わせた費用の妥当性を価格評価（20 点満点）として相対的に評価します。これは、提案内容を重視し、各事業者により良い提案をしていただくために、「内容と費用のバランスを評価する」こととしています。費用額の絶対的評価ではないため、費用が低くなる場合に必ずしも価格評価点が高くなる方式となっていないことを、御理解、御了承のうえ、提案依頼書に基づき、最適となる提案をおこなっていただきますようお願いいたします。

◆更新の際の費用について

今回の電子カルテの更新の目的の１つとして、５～７年毎に発生する更新時の費用が高額であることから、そのシステム設計自体を見直すこととしています。

初期コストと保守料だけでは測れない更新時の費用について、適正に比較を行うため、25 年という期間を設定し、評価することとしております。（必ずしも実際に 25 年先まで契約を行うということではありません）

TCO 算定の区分③においては、更新するサーバ等のハードウェア費用だけでなく、更新の際にかかる設定調整等の費用を算出し、基本ソフトウェアのモデルチェンジ周期を提示いただくことにより、基本ソフトウェアの設計思想を長期費用として反映できるようにしています。

◆病院内部の情報について

インフラ、通信環境、移行する詳細なデータ量等、病院内部の機密情報については、セキュリティ確保の観点から、ホームページ等での一般公表を行いません。

これらの情報に関するご質問については、質問受付期限（令和 8 年 12 月 2 日）までに「質問・回答書（様式 6)」にてご提出ください。

回答の公表が不可の場合については、「参加資格確認後に回答」とする旨のみを掲載し、詳細な回答および関連資料については、参加資格要件の確認（令和 8 年 12 月 18 日）後、参加資格を有すると認められたすべての事業者に対して、メール等により公平に一斉送付します。

※開示された情報の取扱いについては、提案依頼書「7.3 情報セキュリティ・守秘義務」の規定に基づき、本プロポーザルの提案作成以外の目的での使用および第三者への開示・漏洩を禁止します。